

悪質商法を未然に防ぐために！

消費生活センター ☎ 443・9078

「マイナンバー制度」「新紙幣の発行」などニュースで話題の出来事、自然災害、事件などに便乗し、関連があるように見せかけてお金をだまし取ろうとする手口があります。信ぴょう性がありそうな話でも、決して信用してはいけません。

被害を未然に

防ぐための6カ条

電話は常に留守番電話に

伝言メッセージを聞いて、知り合いであることを確認したら自分からかけなおしましょう。

きっぱり

「いりません」と言う

不要なものを勧められたら、はっきり断って会話を打ち切りましょう。

肩書や服装を信用しない

行政や自治体、公的な団体を名乗られても、すぐに信用してはいけません。

まずは誰かに相談する

相手はだましのプロであり、自分一人では詐欺だと気付かないケースも多いので、積極的に周囲の人や消費生活センターなどに相談しましょう。

すぐに決めない

「今だけ」「急がない」という言葉に惑わされず、一度落ち着いてよく考えましょう。

怖いと感じたらすぐに通報

「契約するまで帰らない」などと脅され身の危険を感じたら、ためらわず110番通報しましょう。

※ 不安に思ったら、消費生活センターなどにご相談ください。